

業務部速報



No. 133

発行 26. 2. 27

JR東労組 業務部

申17号

2026年度賃金引き上げ等に関する申し入れ

26春闘

申18号

2026年度夏季手当等に関する申し入れ 団体交渉を行う! ②

申17号

要求の根拠

申18号

昇給を含まない職務能力給を一律 18,000 円引き上げ

物価上昇による負担と生活実感を踏まえ、生活維持・改善分として、JR 総連の平均基準内賃金を使用し、1%=3,000 円とし、純ベア6%分として求める!

現行の定期昇給額の水準を維持した昇給の実施

更なる成果型・評価型への移行となる能力昇給の導入には反対の立場は変わらない。会社は団体交渉で「ボリュームゾーンが区分2と想定している」と回答しているが、現行の定期昇給よりも1000円~2800円程度低くなる社員が多くなるということ。賃金カーブ維持・向上のため、現行の定期昇給額の水準を維持した昇給を実施することを強く求める!

新制度移行に伴う変動要素を加味して一律 50,000 円を支給すること

新制度では子ども手当などを含まない「役割遂行賃金」が算出基礎となるため、基準となる額が変動する。賃金カーブの上昇が抑えられる課題も踏まえ、変動要素を加味して求める!

エルダー組合員・社員、セカンドキャリアスタッフ組合員・社員の基本賃金 18,000 円引き上げ

厳しい労働条件・環境下で奮闘し、経営を支え続けている組合員・社員の奮闘に答えること。大規模輸送障害から新たに見えた、技術・技能継承の課題克服をするためには、エルダー・セカンドキャリアスタッフの存在は必要不可欠であり、モチベーション向上に資するべく、同額の引き上げを求める!

回答は3月16日から19日までとすること

2年連続春闘において、JR東労組の回答期日や大手企業の回答ゾーンを大きく前倒し早期回答することに対して強い問題意識を持っている。あらためて満額以外での早期回答は求めていることを強く認識し、会社都合ではなく、現場第一の姿勢で精力的に労使交渉を行うことを求める!

夏季手当は役割遂行賃金の 3.2 ヶ月とすること

(エルダー・セカンドキャリアスタッフも同月数)

物価上昇が止まらず、日々の生活は苦しさをますますばかり。期末手当は生活費の一部となっている。労働実感と生活実感を重要な考慮要素とするべきだ。生活に関する手当が加味されないことへの強い問題意識を議論し、昨年までの8点の合意事項に加えて運賃改定に伴う業績見込みと、職場の奮闘を踏まえていくことを確認した議論経過に基づき、精力的に交渉すべきだ!

会社の現状認識

- ✓「勇翔2034」の実現に向けて全力で取り組んでいただいていることにお礼申し上げる
- ✓令和 8 年度の新賃金については人事・賃金制度の見直しにより全社員の職務能力給を1万円以上増額し、ベースを引き上げる。他の手当等の平均支給額も増額になることを踏まえて検討する考えである
- ✓夏季手当は年度末に新賃金と一緒に検討することについて、一定の合理性があり、年収ベースの見通しが立つことで社員のみなさんが計画的な生活設計ができることは、働きがいの向上に繋がると考える
- ✓社員の努力により鉄道利用が順調に伸びたが、収益を上回る費用増があり、営業利益は25億円の減益。もう一段の増収とコストダウンに向けたさらなる努力が必要
- ✓会社発足以来初となる運賃改定をせざるを得ない状況であることを重く受け止め、これまで以上にお客さまのご期待に応えなければならない
- ✓経営のモードを本格攻勢に切り替え、果敢なチャレンジによって、新しい時代を力強く構築しなければならない
- ✓役割遂行賃金の引き上げは長期にわたり総額人件費に多大な影響を及ぼすことから、中長期的な動向等を勘案し、慎重な判断が必要である
- ✓夏季手当については直近の業績動向を念頭に、中長期的な見通しや社会情勢に加え、これまで実施してきた処遇改善等の状況も踏まえ総合的に勘案する
- ✓会社としては3月のできるだけ早い時期に判断し、社員の皆さんに伝えていきたい。真摯かつ精力的に議論を行ない、早期合意を念頭に進めていきたい

満額回答を勝ち取るため、共にたたかおう!